不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>許可等の取消し等（第２９条第１項、第２９条第２項、第３５条の２第１項、第４１条第２項ただし書、第４２条第１項ただし書、第４３条第１項の許可及び第４５条の承認並びに第５３条第１項の許可に係るものに限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>都市計画法第８１条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>まちづくり未来部都市計画課都市計画係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>都市計画法第８１条第１項の規定による。

（監督処分等）
第８１条　国土交通大臣、都道府県知事又は市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。
⑴　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者
⑵　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
⑶　この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者
⑷　詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>